

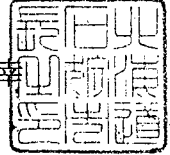
石環政第46号

令和元年9月19日

石狩市環境審議会

会長 菅 澤 紀 生 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



第3次石狩市環境基本計画の策定について（諮問）

第3次石狩市環境基本計画を策定するに当たり、石狩市環境基本条例第10条  
第3項の規定に基づき、諮問します。

石 環 審 第 11 号  
令和 3 年 3 月 26 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市環境審議会  
会長 菅 澤 紀 生

### 第 3 次石狩市環境基本計画の策定について（答申）

令和元年 9 月 19 日付け石環政第 46 号で諮問のありました第 3 次石狩市環境基本計画の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果「第 3 次石狩市環境基本計画（案）」を妥当なものと認めましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

#### 記

1. 石狩市環境基本条例第 3 条に掲げる基本理念に基づき、目指す環境像である「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」の実現に努めること。
2. 計画の推進に当たり、市、事業者及び市民がそれぞれの立場から役割を認識するとともに、自主的・積極的に行動し、相互のパートナーシップの重要性を理解できるよう、本計画の趣旨と内容を広く周知すること。
3. 本計画の進行管理にあたっては、施策の進捗状況を明らかにするとともに、世界や国による新たな動きを捉え、必要に応じて計画を見直すこと。